

※一時金を選択された場合は、太枠内のご記入をお願いします。

年 月 日		退職所得の受給		マイナンバーを記入してください。	
退職手当等の支払者の 所在地(住所)	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 南部ビル1階	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル1階		生協 花子	
	名称(氏名)	日生協企		9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	
	法人番号	5111		その年1月1日現在の住所 同上	
	「その年1月1日現在の住所」については、退職した年の1月1日時点の住所を記入してください。現住所と同じ場合は「同上」と記入してください。		現住所と同じ場合は、「同上」とご記入ください。		受給している・受給していない
「退職の区分等」については、障害による退職の場合は「障害」に○をつけたうえで、()内に障害者手帳の発行日を記入してください。その他の方については「一般」に○をつけてください。		退職の区分等 ② 一般・障害 ()		生活扶助の有無 ()	
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄とE欄に記載してください。		退職所得の受給に関する申告書の注意事項		退職金をお受け取りの方は「受給している」に○をつけてください。受給している場合は「退職所得の源泉徴収票」の提出が必要となります。	
「生活扶助の有無」については、生活保護を受給している場合は「有」に○を、受給していない場合は「無」に○をつけてください。		退職所得の受給に関する申告書の注意事項		<ul style="list-style-type: none"> この申告書を記入されない場合は退職所得控除等は受けられず、支給額に所得税及び復興特別所得税の20.42%を乗じた金額が源泉徴収されます。 基金脱退理由が「退職」以外の場合、基金から受け取る一時金は「退職所得」ではなく「一時所得」となります。この場合は「退職所得の受給に関する申告書」の記入は不要です。 	
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間		勤続期間と重複している期間		① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 ② うち 短期勤続期間との重複勤続期間	
AまたはBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部または一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。		Aの退職手当等についての勤続期間(3)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	
Bの退職手当等についての勤続期間(4)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		⑦と⑩の通算期間		⑪ ⑦と⑩の通算期間	
BまたはCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。		収入金額		源泉徴収税額	
E	区分	退職手当等の支払を受けたこととなった年月日	収入金額	源泉徴収税額	特別徴収税額
	Bの退職手当等について	一般	年 月 日	円	円
		特定役員	年 月 日	円	円
		短期	年 月 日	円	円
Cの退職手当等について		年 月 日	円	円	円

グレー部分の記入不要